

## 令和6年度 第20回役員会議事要旨

日時	令和6年11月21日(木)14時27分～14時50分
場所	大会議室
出席者	松田学長、佐藤理事、桃野理事、増田理事
欠席者	なし
出席オブザーバー	吉田事務局長・副学長、川村副学長、花島副学長、董副学長(Teams出席)、市村副学長、相田監事、谷口監事
欠席オブザーバー	なし

前回までの役員会の議事要旨及び発言内容記録については、議事要旨及び発言内容記録として確認された。

### － 協議事項 －

#### 1 令和6年12月期における役員の期末特別手当について

佐藤理事から、資料1に基づき令和6年12月期における役員の期末特別手当について提案があり、協議の結果、原案のとおり経営協議会に付議することとされた。

##### (主な協議内容)

学長及び理事の同手当について、令和6年6月以降に同手当の支給に関して特に考慮すべき事項はないことから、令和6年6月19日開催の役員会及び経営協議会の決定に基づき、令和6年12月期における同手当について増減は行わないこととする。

また、常勤監事について、監事は、法令等に則って法人の業務を監査し、監査を通じて、業務の合理的かつ効率的な運営及び会計経理の適性を図るものであると同時に、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的とするものである。

監事監査が適切に行われ上述の目的を達した際には、結果として「運営費交付金『成果を中心とする実績状況に基づく配分』」の評価結果に反映されることとなるため、監事についても学長及び理事と同様に増減基準に基づいて同手当の増減を決定することとする。

なお、「成果配分評価結果が運営費交付金に反映される年度の前々年度に在職していない役員については、成果配分評価結果を勘案せず『100分の0』として決定することを基本とする。」としているため令和6年12月期における同手当について増減は行わないこととする。

資料1-1 令和6年12月期における役員の期末特別手当について

資料1-2 令和6年12月期以降の役員の期末特別手当における増減基準

#### 2 令和6年度学内予算の補正等(案)について

佐藤理事から、資料2に基づき令和6年度学内予算の補正等(案)について提案があり、協議の結果、原案のとおり経営協議会に付議することとされた。

(主な協議内容)

令和6年10月末現在における学納金その他の収納状況及び年度計画事業の進捗状況に基づき、当初予算の精査・見直しを行った結果、捻出された財源40百万円については、第4期中期目標・中期計画の着実な実行、学内施設・設備整備、業務環境改善や外部資金獲得金額増への対策による運営改善への対応に充てるため、改めて学長裁量経費等として追加配分する。

- (1) 第4期中期目標・中期計画の着実な実行14百万円
- (2) 教育研究基盤の環境整備7百万円
- (3) 運営改善及び諸課題への対応4百万円
- (4) 翌事業年度以降への繰り越し15百万円

資料2-1 令和6年度学内予算の補正等(案)について(鑑)

資料2-2 令和6年度学内予算の補正等(案)について

以上